

**令和4年度 第4回
国立大学法人北海道大学総長選考・監察会議議事要旨**

日 時 令和5年3月17日（金）13:15～14:40
場 所 北海道大学事務局 中会議室A
出席者 9名
（学外） 杉江、浅香、河合、松沢 各委員
（学内） 尾崎、瀬戸口、畠山、西邑、居城 各委員
欠席者
（学外） 五十嵐 委員

オブザーバー

山口理事、増田理事、行松理事、高橋監事、石川監事

配付資料

- | | |
|----|---|
| 1 | 総長の業務執行状況の確認及び業績評価に関する申し合わせ
(改正案 概要) |
| 2 | 総長の業務執行状況の確認及び業績評価に関する申し合わせ
(改正案 見え消し) |
| 3 | 総長の業務執行状況の確認及び業績評価に関する申し合わせ
(改正案 溶け込み) |
| 4 | 業績評価における「総長の自己点検書」「学内意見照会」について（案） |
| 5 | 総長の業務評価 進捗調査様式（案） |
| 6 | 総長の業績評価 スケジュール（案） |
| 7 | 総長選考 今後の検討課題 |
| 8 | 総長選考・監察会議 当面の業務の流れ（案） |
| 9 | 学長選考等における他大学の事例 |
| 10 | 総長選考・監察会議における理事の出席に関する申合せ
(改正案 見え消し) |

議 事

議事に先立ち、事務局から、令和5年1月20日に開催された令和4年度

第3回総長選考・監察会議の議事要旨について確認があった。

【 議 題 】

1 「総長の業務執行状況の確認及び業績評価に関する申し合わせ」の改正について

事務局から、資料1～3に基づき説明があった後、審議の結果、資料のとおり「総長の業務執行状況の確認及び業績評価に関する申し合わせ」を一部改正することが了承された。引き続き議長から、今後、軽微な修正については議長に一任願いたい旨発言があり、了承された。

2 総長の業績評価の実施方法について

事務局から、資料4～6に基づき、総長の業績評価の実施方法について説明があった後、審議の結果、文言を一部修正した上で資料のとおり総長の業績評価を進めることが了承された。

(主な意見)

- ・評価方法と直接関係はないが、9月1日臨時開催予定の議長選出については、オンラインではなく書面開催にできるのではないかと。
- ・学内意見照会のテーマを5項目に指定しているが、テーマは細分化せず、自由に記載できた方が書きやすい。
- ・提出された学内意見の中に、監事による監査の対象となり得る機微な事柄が含まれていた場合、ガバナンス・リスク管理の観点から、その詳細について監事に情報提供すべきではないかと。
- ・機微な学内意見が出てきた場合、匿名化せずに本会議又は事務局から監事に情報提供することについては、少なくとも規程整備が必要であり、運用上の意思決定で決められるものではない。
- ・学内意見は、総長の業績評価という目的に合った使い方をすべきであり、本会議の判断で監事に情報提供することは好ましくない。
- ・学内意見照会のテーマのうち「③地域貢献」については、部局によって「地域」のイメージが異なるので、「社会貢献」の方がよい。

3 次期総長選考に向けた検討課題について

事務局から、資料7～9に基づき、次期総長選考に向けた検討課題について説明があった後、審議の結果、資料のとおり検討を進めることが了承

された。

(主な意見)

- ・望まれる総長像は評価指標ではないため、「こうあるべき」という像としては必要だが、選考・評価とは切り離して考えるべきである。
- ・教育研究評議会から総長候補者を推薦することについては、従来の推薦形態と比べて非常に重い位置付けとなることが危惧される。また、総長選考・監察会議委員が教育研究評議会から選出されていることも踏まえ、当時の議論で認められなかった記憶がある。
- ・教育研究評議会や経営協議会の議長が総長である中で、それらの会議で総長候補者を決めるのは妥当なのか考えるべき。

4 「理事の出席に関する申合せ」の改正について

事務局から、資料10に基づき説明があった後、審議の結果、資料のとおり「理事の出席に関する申合せ」を一部改正することが了承された。引き続き議長から、今後、軽微な修正については議長に一任願いたい旨発言があり、了承された。

(以 上)